

平成 28 年 9 月 善通寺市農業委員会農地専門部会次第

日時：平成 28 年 9 月 20 日

場所：善通寺市農業振興センター会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議事録署名人指名

4. 議 案

議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項貸貸借解約通知確認の報告について

議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

5. そ の 他

次回開催 10 月 20 日（木）13 時 30 分～

現地調査 同 日 9 時～

農業相談 同 日 10 時～

6. 閉 会

平成28年9月農業委員会総会（農地専門部会）議事録

1. 日 時 平成28年9月20日（火） 14時51分～
2. 場 所 善通寺市農業振興センター2階中会議室
3. 出席委員 1 高田幸雄委員，2 谷口義弘委員，3 川田治弘農地専門部会長，4 渡辺政幸委員，5 佐柳博秋委員，6 遠山建治委員，7 瀬川治農地専門部会長職務代理者，8 山地孝義委員，9 増田アサミ委員，10 大川善四郎委員，11 大西光義委員，12 尾上一美委員，13 堀井伸一委員，14 香川貞行委員，16 土居信雄委員，15 南光紀夫農政専門部会長，17 近藤隆委員，18 原巧農政専門部会長職務代理者，19 三原正子委員，20 簗内實委員，21 近藤正三会長職務代理者，22 立石泰夫会長
4. 遅刻委員 なし
5. 欠席委員 なし
6. 傍 聴 人 なし
7. 事 務 局 局長 平田 和明，次長 芦辺 龍史
8. 議 案 議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議 事
局 長 それでは。農政専門部会に引き続きまして、ただいまから、平成28年9月（平田）月の定例会，農地専門部会を始めます。議事の進行につきましては、川田農地専門部会長，よろしくお願ひします。

川田農地専門部会長

皆さん，こんにちは。それでは，農地専門部会を進めて行きたいと思ひますので，よろしくお願ひします。本日の議事録署名人には，議席第15番の南光農政専門部会長と，第17番の近藤隆委員さん，よろしくお願ひします。それでは，早速，議案審議に入りたいと思ひます。まず，議案第1号，農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告についてを，議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長

はい。それでは、議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について、議案書の1ページで、○件の案件でございます。

まず、番号○ですが、本件の農地は、残存小作地の登記地目が田である○筆、○○○㎡において、賃借人である○○氏の労働力不足のため、残存小作による賃貸借契約を合意による解約をするもので、本合意解約後は、賃貸人であり、土地所有者である、○○氏が自ら耕作を行うこととなっており、離作補償はありません。本申請地は、用途地域内の第○種農地で、提出書類に不備もなく、特に問題はないと考えております。

続いて番号○ですが、本件は、残存小作地の登記地目が田である○筆、○○町字○○、○○○番、○○○○㎡のうちの○○○㎡について、賃借人である、○○氏の労働力不足による、残存小作の賃貸借契約を、双方の合意による解約を行うものであります。本申請地の○○○○㎡のうち、○○○㎡の農地において、賃借人と小作の契約を行っていたものを、今回、合意解約し、残地部分の農地については、○○町、○○○○氏との間で、平成○○年○月末まで使用貸借権の設定をし、営農している農地であり、解約後は土地所有者である○○氏が耕作をする予定となっており、離作補償はありません。また、本申請地には、水稻を作付けしております。本件は、提出書類に不備もなく問題はないと考えております。

次に、番号○であります。本件は、議案書の2ページ、議案第2号、番号○と関連しております。本件の農地は、賃貸人と賃借人との間で、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、農業委員会の決定を経て、登記地目が田である○筆、合計面積○○○○㎡について、それぞれ○年間の賃借権を設定しておりましたが、議案第2号、番号○において、所有権移転売買を行うため、今般、賃貸借契約を合意による解約をするもので、本合意解約後は、新たな農地所有者が、耕作を行う予定であり、本解約の離作補償はありません。本申請地は、農業振興地域内の第○種農地で、提出書類に不備もなく、特に問題はないと考えております。

次に、番号○であります。本件は、登記地目が田である○筆、合計○○○㎡において、賃貸人である○○氏と、賃借人である○○氏との間で、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、農業委員会の決定を経て、

平成〇〇年〇月末までの〇年間の賃借権を設定しておりましたが、賃借人の、農地転用の目的のため、賃借権の合意による解約を行うもので、本合意解約後は、本申請地を有効活用するよう、〇〇〇〇〇設備を設けて、今後の生活資金等の収入を得ることを計画しております。本申請地は、農業振興地域から外れている、第〇種農地であり、離作補償はありません。また、本件は、提出書類に不備もなく問題はないと考えております。

以上〇件、登記地目は田が〇筆、〇〇〇〇㎡の案件でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告につきましては、原案のとおり、決定をいたします。続きまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、〇件の案件でございます。本議案の番号〇につきましては、農業委員関連の案件でございますので、先議させていただきます。また、農業委員会等に関する法律第31条第1項で、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。同条第2項で、前項の規定は、部会に準用する。」と規定していることから、三原委員の退席

をお願いいたします。

(三原委員 14時 59分退席)

川田農地専門部会長

それでは事務局より、説明をお願いします。

局長

はい。それでは、番号〇ですが、本件は、譲渡人である〇〇氏の労働力不足と、譲受人である〇〇氏の経営規模拡大に伴う、所有権移転売買の案件であります。譲渡人は、現在、〇〇〇にお住まいで、本市内において、畑〇筆、〇〇〇〇㎡を所有しておりますが、平成〇〇年に父親が亡くなり、高齢となった母親では農業を維持していくことが難しくなり、平成〇〇年〇月に、〇〇〇町字〇〇、〇〇〇〇番の田、〇筆を、3条申請にて、所有権移転売買を行った経緯がございます。今回、譲受人との間で、売買の話がまとまったため、当該地である、〇〇〇町字〇〇〇〇、〇〇〇〇番、田、〇〇〇〇㎡及び、同所〇〇〇〇番、田、〇〇〇〇㎡の、合計面積が〇〇〇〇㎡の所有権移転売買に及んだものであります。譲受人は、本年〇月〇日に、株式会社〇〇農園を設立し、農畜産物の生産・加工・販売業務を営む、農地所有適格者法人の代表取締役であり、女性農業委員である妻と、次男の3人で、年間300日間、農作業に従事しており、市内の自己所有農地と、借入地を合わせての、経営農地面積が〇〇〇〇〇㎡と、下限面積要件を満たしており、また不耕作地もなく、許可要件のすべてを満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、何も問題は無いと考えております。なお、本申請地は農業振興地域内の農地で、第〇種農地であります。以上、〇件、田が〇筆、〇〇〇〇㎡の案件でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました、議案第1号、番号2、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、番号〇につきましては、原案のとおり、決定をいたします。三原委員さんの入室を認めます。

(三原委員 15時 02分 入室)

川田農地専門部会長

それでは、続きまして議案第2号、番号〇と番号〇につきまして、順次、事務局より説明をお願いします。

局長

続きまして、番号〇であります。本件の譲渡人である〇〇〇氏は、自己所有している農地は、市内に〇筆であり、自宅近くの〇筆については、個人間での貸し借りをを行い、農地を維持管理しておりますが、高齢で、農業後継者もなく、本申請地は草刈り等を行い、自己保全をする形で農地を維持しております。譲受人である〇〇氏は、本市〇〇町において、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を、平成〇〇年に設立し、保健、医療または福祉の増進、社会教育の推進を図ることを目的とした法人の理事長であります。今般、農地を処分することを望んでいる譲渡人との間で話がまとまり、当該地である、〇〇町字〇、〇〇〇番〇、田〇筆、〇〇〇m²において、所有権移転売買の申請に及んだものであります。農地の取得後は、野菜と果樹を作付けする計画をしており、同法人の目的に賛同する会員を募り、約〇～〇名で、個々の事情にもよりますが、週に〇～〇日間、教育実習農場として農作業を実施し、作業療法の用に供する予定であります。同法人は、農地法施行令第2条で定める、農地法第3条第2項の2号にあります、農地所有適格法人以外の法人による農地の取得禁止の、例外規定として、教育、医療又は社会福祉法人、その他の営利を目的としない法人に該当しておりますので、本農地専門部会において、農地取得の可否についてお諮りいただくものであります。なお、本申請地は第〇種農地で、現在は何も作付けしていません。

次に番号〇ですが、本件は、譲渡人である〇〇氏の農業廃止と、譲受人である〇〇氏の経営規模拡大に伴う所有権移転売買であります。譲渡人は、現在、〇〇県に在住しており、本市内において、田を〇筆、〇〇〇〇㎡を所有しておりますが、家族もなく、農地を維持管理することが難しく、所有農地〇筆の維持管理については、譲渡人の叔父が、公益財団法人仲善広域シルバー人材センターに草刈りを依頼し、所有農地の保全管理を行っておりました。今回、不動産業者を通じて、譲受人との間で売買の話がまとまったため、当該地である、〇〇町字〇〇、〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡と、同所〇〇〇〇番、田、〇〇〇㎡の〇筆、合計面積が〇〇〇㎡の、所有権移転売買に及んだものであります。譲受人は、当該地の〇側に隣接する農地、〇筆において、〇〇〇〇〇設備を設け、下部農地に、みょうがを作付けしており、その他、市内に自己所有農地と借入地を合わせて、経営農地面積が〇〇〇〇㎡と、下限面積要件を満たしており、また、不耕作地もなく、許可要件のすべてを満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、何も問題は無いと考えております。本申請地には、みょうがを作付けする予定であると、譲受人より聞いております。なお、本申請地は、農業振興地域内の農地で、第〇種農地であります。

以上〇件、登記地目は田が〇筆、〇〇〇〇㎡の案件でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号〇及び、番号〇について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

近藤隆委員 番号〇の案件について、この場合、下限面積要件は満たさなくても良いのでしょうか。

事務局 はい。例外規定として認められており、下限面積要件は不要です。

近藤隆委員 わかりました。

川田農地専門部会長

他に何かご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長

はい。それでは、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、〇件の案件でございます。

まず、番号〇であります。本件につきましては、農業委員関連の案件でございますので、先ほど、ご説明申し上げましたように、農業委員会等に関する法律第31条第1項に伴いまして、川田農地専門部会長の退席をお願いいたします。なお、その間の議事の進行につきましては、瀬川農地専門部会長職務代理者をお願いいたします。よろしく申し上げます。

(川田農地専門部会長退室 15時 10分)

瀬川農地専門部会長職務代理者

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

局長

番号〇ですが、本件は、本年〇月の農地専門部会、議案第4号において、〇〇〇〇〇〇株式会社が、〇〇倉庫並びに〇〇〇用地として、所有権移転を行うため、本農地専門部会にてお諮りいただき、翌月〇〇日に香川県知事より許可を得ている案件、並びに本年〇月の農地専門部会においてお諮りいただきました、3条許可申請において農地を取得した案件と関連しております。貸人である川田氏が所有する、〇〇町字〇、〇〇〇番〇、田〇筆、〇〇〇㎡のうちの〇〇〇㎡と、同所〇〇〇番〇、田〇筆、〇〇〇〇㎡のうちの〇〇〇〇〇㎡及び、同所〇〇〇番〇、田〇筆、〇〇〇㎡のうちの〇〇〇〇〇㎡、合計〇〇〇〇㎡のうちの、〇〇〇〇㎡を、

〇〇倉庫の建築工事に伴い、新しく整備する市道が完成するまでの間、
〇〇用車両の〇〇〇として、平成〇〇年〇月〇〇日まで、賃借権を設定
し、一時転用を行うものであります。借人である〇〇氏は、主たる事務
所を〇〇市に置き、主に〇〇工事を行っている法人の代表取締役であり、
今般、〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇工事を請け負っており、〇〇車両の〇〇
〇が必要となったため、農地転用の申請に及んだものであります。本申
請地は、第〇種農地で、農業振興地域内の農地であります。農地転用
が許可される、期間を定めた、一時的な農地の転用であり、原状回復に
係る誓約書や、土地賃貸借契約書、地元農事組合法人の同意書も備わっ
ており、また、国道から進入する際の、周辺の位置から〇〇〇用地とし
て検討されたもので、農地の復元も確実に見込まれることから、特に問
題は無いと考えます。以上、〇件、登記地目は田が〇筆、〇〇〇〇〇㎡
の案件でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げ
ます。

瀬川農地専門部会長職務代理者

ありがとうございました。それでは、ただいまの議案第3号、農地法第
5条第1項許可申請、番号〇について、地元の農業委員さんのご意見
をお伺いします。〇〇地区でございますので、土居委員さん、よろしくお
願いします。

土居委員 先日、現地の調査を行い、近所の方にも話を聞いてきましたが、特に問
題はありません。よろしくご審議をお願いします。

瀬川農地専門部会長職務代理者

ありがとうございました。番号〇につきまして、地元の委員さんは、特
段問題ないということ。それでは、議案第3号、農地法第5条第1
項の規定による許可申請、番号〇について、皆様方より何かご意見、ご
質問はありませんか。

(全委員意見、質問なし)

瀬川農地専門部会長職務代理者

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

瀬川農地専門部会長職務代理者

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請、番号〇につきましては、原案のとおり決定をいたします。川田農地専門部会長の入室を認めます。

(川田農地専門部会長 15時 15分 入室)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請、番号〇より議題といたします。事務局より順次、説明をお願いいたします。

局長

はい。それでは、番号〇であります。本件は、高齢で、農作業に従事することが難しくなっている、譲渡人である〇〇氏と、隣接地で〇〇経営を行っている、譲受人である〇〇氏との間で話がまとまり、当該地である、〇〇町字〇〇〇、〇〇〇〇番地〇、畑〇筆、〇〇〇㎡において、所有権移転を行うものであります。譲渡人は現在、市内に農地を田畑合わせて〇筆、約〇〇〇〇㎡を所有しておりますが、高齢で農作業に従事することが難しくなっており、本申請地には何も作付けしておらず、当該地を寄付することについて、以前から譲受人と協議をしておりました。譲受人は、主たる事務所を〇〇町に置き、昭和〇〇年に法人を設立し、市の認可を受けた〇〇〇〇〇〇を経営する、社会福祉法人、〇〇福祉会の理事であります。同〇〇〇は、〇〇町、県道〇〇〇〇〇線の〇側に位置し、本申請地は、幅員約3mの市道と、二級河川、〇〇川沿いにある農地であります。今回の併せて利用する土地として、〇〇町〇〇〇〇番地〇、外〇筆の宅地、合計〇〇〇〇㎡の所有地において、〇〇〇経営を営んでおりますが、敷地内にある〇〇〇用地は、約〇〇〇㎡ほどの広さであります。また、同〇〇〇は、〇〇〇からの〇〇も行ってありますが、入所している〇〇〇以上の〇〇が、〇〇名ほどいるため、〇〇〇としての広い場所を求めていたところ、今般、譲渡人との間で話がまとまり、所有権移転を行うため、農地転用の申請に及んだものであります。許可後は、当該地の周辺に転落防止用のフェンスを設け、〇〇の〇〇〇〇として利用するものであります。本申請地は、農業振興地域

から外れている、第〇種農地であり、事業実施の確実性も見込まれることから、特に問題は無いと考えます。

次に番号〇ですが、本件の譲受人である〇〇〇〇氏は、平成〇〇年〇月に、生活資金を安定させることを目的として、〇〇〇〇経営を行いたいという事業内容で、本農地部会において5条申請にてお諮りいただいた経緯があり、翌月〇月〇〇日に、〇〇住宅〇棟、2階建て、〇〇〇〇〇〇m²として、県知事から許可を受け、翌年〇月に工事完了を行っております。本申請地は、その〇側の田、〇筆、〇〇〇m²であり、今般、譲渡人との間で話がまとまったため、農地転用申請に及んだものであります。当該地である〇〇〇町字〇〇〇、〇〇〇番〇、田〇筆、〇〇〇m²において、〇〇住宅〇棟、建築面積〇〇〇〇m²と、〇〇〇用地を造成・建設することを目的として、農地転用申請に及んだものであります。当該地は、幅員約3mの市道に面し、県道からも近く、下水道の完備された、居住環境の良い、転用可能な用途地域内にある第〇種農地で、規模的にも計画戸数〇戸と、妥当な広さであり、立地基準に問題もなく、事業実施の確実性や、今後の入居者が見込めることなどから、特に問題は無いと考えます。現在は、何も作付けされておられません。

次に番号〇ですが、本件は、本年〇月の農地専門部会において、お諮りいただいた案件であり、翌月〇〇日に、県知事職務代理者である香川県副知事より、平成〇〇年〇月〇〇日迄の〇年間の使用貸借権を設定した、一時転用の許可を受けた案件で、今般、継続して事業を遂行すべく、権利関係の変更に伴い、農振除外の手続きを経て、農地転用申請に及んだものであります。本件の譲受人である〇〇氏は、父親とともに家族協定の認定農業者として認定を受けている専業農業者であり、主に水稻と、その裏作としてレタス、玉葱を中心に、自己所有農地と借入地を合わせた経営面積〇〇〇〇〇m²にそれぞれ作付けし、農業経営を行っております。同人は、以前から、〇〇町〇〇〇〇番地〇を農作業場として利用しておりますが、作業場の進入路が狭小で、農作物の配送用のトラックの出入りが出来ない状況であり、また、パート雇用従業員の駐車場用地の確保に苦慮していたため、当該地を一時転用して、使用貸借権を設定し

ておりましたが、今般、土地所有者との間で売買の話が整ったため、所有権移転を行うもので、当該地に〇〇〇〇㎡の平屋建て〇〇〇〇〇、〇棟の〇〇〇を設置し、〇〇台分の従業員用の駐車場用地、4トントラック並びに、農機具の駐車スペース、〇〇〇〇〇を設置し、一時転用時の融資を受けたものも含めて、全額自己資金にて賄うものであります。

譲受人自身は土地を所有しておらず、また父親の所有する土地においても大型トラックが進入出来るような広さの土地は無く、当該地は市道に面し、現在、耕作している農地や、譲受人の住宅からの距離も近いため、本申請地を計画地として選択したものであります。面積的にも妥当な広さで、事業計画に見合うものであり、事業の遂行も確実に見込まれることから、本農地転用について、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は、第〇種農地の農業振興地域内の農地であり、本年〇月〇日付で、農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答が出ております。

次に、番号〇であります。本件は、本年〇月に3条申請において、農地の維持管理が出来なくなった土地所有者から、不動産業者を通じ、貸人である〇〇氏が所有権移転売買を行った農地であります。貸人と借人は親子の関係であり、同人は、本申請地が農業振興地域内の農地で、除外することや、農地の転用を行うのが難しいこと、香川県農政課の審査基準にある、農地の取得後は、3年間、営農を行うこと等を知らずに、当該地に〇〇〇〇〇設備を設置するべく、既に経済産業省の認定や、〇〇〇〇との連携系統及び、〇〇需給契約を申し込んでおり、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）の改正により、早期に接続契約の締結を行うこととなったため、当該地の〇〇〇町字〇〇、〇〇〇番、田〇筆、〇〇〇㎡において、農地に支柱を立て、営農を継続しながら、その上部の空間に〇〇〇〇〇設備を設置するものであります。〇〇〇〇〇は、一時転用の扱いとなり、期間は、当該一般的な利用の目的を達成することができる必要最小限の期間をいうもので、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から、3年以内の期間となっております。

また、毎年〇月に農作物の状況報告書を香川県農政課まで提出すること
となっております。本件の転用面積は、〇〇〇〇〇〇の支柱〇〇本分の
〇〇㎡と、〇〇〇〇を稼働させるための〇〇の面積〇〇〇〇㎡の、合計
〇〇〇〇間㎡で、当該地において、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇枚を設置し、
年間推定〇〇量〇〇〇〇〇kwhを〇〇し、全量を〇〇〇に〇〇する予
定であり、下部農地においては、ブルーベリーを作付けするものであり
ます。〇〇〇〇〇〇に関しては、貸人の長女である〇〇氏が事業を実施し、
下部のブルーベリーの作付けについては、主に貸人と、貸人の父親が行
い、香川県果樹栽培指導指針において、気温条件は県内全域で栽培可能
と記されており、また、本転用申請書類に添付されている営農見込み書
の知見を有する者の意見や、他県でも〇〇〇〇〇〇〇〇の下部において栽
培されている事例もあること、撤去に要する費用負担の資金や、誓約書
も徴していることから、特に問題は無いと考えます。農作物の出荷先
については、貸人の知人である洋菓子店へ出荷する予定であると聞いてお
ります。なお、当該農地は農業振興地域内の第〇種農地で、現在は何も
作付けされておられません。

次に番号〇ですが、本件は、次の案件である番号〇と、譲渡人、譲受人
が同じであり、申請地も近いと、一緒に説明させていただきます。

本件の譲渡人である〇〇氏は、現在、〇〇県に在住であり、父親より平
成〇年に当該地を相続しております。本申請地は、農地中間管理事業の
対象外となる、農業振興地域外の農地であり、(公財)香川県農地機構を
通じての貸し借りも出来ないため、近隣の農家の方で所有農地を借りて
くれる方を探しておりましたが、見つからず、所有農地の維持管理に苦
慮しており、機会があれば農地を処分することを検討しておりましたと
ころ、〇〇住宅の家賃収入を得ることを計画していた、譲受人との間で
話がまとまり、農地転用の申請に及んだものであります。譲受人である
〇氏は、主たる事務所を〇〇県に置き、平成〇〇年に会社を設立し、主
に〇〇〇〇〇の卸売業、〇〇〇の賃貸及び〇〇〇業務を営んでいる法人の
代表取締役であります。番号〇の、〇〇〇町字〇〇、〇〇〇番〇の、登
記地目及び現況地目が田、〇筆、〇〇〇〇㎡に、2階建て〇〇住宅〇棟、

〇〇戸，建築面積の合計が〇〇〇〇〇〇㎡と，〇〇〇〇〇㎡の〇〇場，並びに〇〇台分の〇〇〇用地を設けるものと，番号〇においては，登記地目及び現況地目が田，〇筆，〇〇〇㎡に，同じく〇〇住宅〇棟，〇戸，建築面積〇〇〇〇〇〇㎡と，〇〇〇㎡の〇〇場並びに，〇台分の〇〇〇用地を設けることを目的として事業を実施するものであります。本申請地〇筆の〇側は，市道に面しており，JR〇〇〇駅から半径約〇〇〇m圏内にある，下水道の完備された，居住環境の良い第〇種農地で，立地基準に問題もなく，今後の入居者が見込めることなどから，特に問題は無いと考えます。番号〇につきましては，敷地面積が1000㎡を超えるため，開発行為の許可が必要な案件であります。なお，現地は何も作付けはしておらず，草刈り作業を行っておりました。

最後に，番号〇ですが，本件は，番号〇の農地，〇〇〇町字〇〇，〇〇〇番〇，田の一部において，〇〇〇㎡を分筆し，〇〇〇とするもので，本件の譲渡人である〇〇氏の説明については，先程の番号〇，番号〇と同じであるため，省略させていただきます。譲受人である〇〇氏は，本市内において，田を〇〇筆，〇〇〇〇㎡を所有しており，妻と息子夫婦で年間150日間，農作業に従事しております。今般，譲受人が所有する農地への進入路の拡張として，譲渡人である〇〇氏との間で話が整い，譲渡人が所有する農地，〇〇〇町字〇〇，〇〇〇番〇から，〇〇〇㎡を分筆し，隅切り部分を設け，譲受人が所有する当該地である，同所〇〇〇番，田への農業機械の出入りを行いやすくするものであります。

提出書類に不備もなく，農作業の利便性の向上につながるなどから，特に問題は無いと考えます。

以上〇件，登記地目は田が〇筆，〇〇〇〇〇〇〇㎡，畑が〇筆，〇〇〇㎡，合計〇筆，〇〇〇〇〇〇㎡の案件であり，県知事へは，許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので，よろしくご審議賜りますよう，お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは，ただいまの議案第3号，農地法第5条第1項許可申請について，番号〇から順次，地元の農業委員さんの

ご意見をお伺いします。まず、番号〇について、〇〇町でありますので、高田委員さん、よろしくお願ひします。

高田委員 先日、現地の確認を行いました。事務局から説明があったように、特段問題ありません。よろしくお願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいまの案件につきまして、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号〇について〇〇〇町でございますので、遠山委員さん、よろしくお願ひします。

遠山委員 先日、〇〇地区の委員で現地調査を行いました。特段問題はあります。よろしくご審議お願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号〇について〇〇町でございますので、渡辺委員さん、よろしくお願ひします。

渡辺委員 先日、現地の確認を行いました。〇〇さんともお会いして話を聞いてきましたが、特に問題はあります。よろしくご審議お願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。番号〇につきまして、地元の委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号〇から番号〇につきましては、〇〇〇町でございますので、山地委員さん、よろしくお願ひします。

山地委員 番号〇ですが、事務局からの説明のとおり、〇〇〇の〇〇〇〇を行うもので、特に問題はあります。続いて、番号〇と番号〇ですが、土地所有者の〇〇さんは県外にいるため、お会いすることは出来ませんでした。お姉さんの〇〇さんとお会いして、話を伺ってきました。別段問題はあります。続きまして、番号〇ですが、〇〇さんとは昨日お会いして話を聞いてきました。隣接地に〇〇住宅が建つことも了承していると伺いましたので、特に問題はあります。よろしくご審議お願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。番号〇から番号〇につきまして、地元の委員さんは、特段問題ないということです。それでは、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、皆様方より何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号につきましては、原案のとおり決定をいたします。以上、本日の議案審議については、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。それでは、皆様方のほうから全体を通して他に何かご意見、ご質問等はありませんか。

(全委員意見質問無し)

川田農地専門部会長

無いようであれば、9月の農地専門部会をこれで終了したいと思います。皆様、大変お疲れ様でした。

閉会時刻 15時 43分